（様式２）　　平成２９年１２月１１日

山梨県知事　　後藤　斎　　殿

所在地　　山梨県甲府市富士見１－１－１
施設名　　地方独立行政法人山梨県立病院機構
　　山梨県立中央病院
開設者名　山梨県立病院機構理事長　小俣　政男

管理者名　山梨県立中央病院院長　神宮寺　禎巳

立入検査結果に伴う改善について（報告）

平成２９年７月２８日付け衛薬第１７２３号及び医第１６９２号で通知のありましたこのことにつきまして、指摘された重要指摘事項１項目並びに指摘事項４項目の改善措置が完了しましたので、別添のとおり報告します。

なお、薬剤管理システムによる薬剤管理及び薬剤部の施設構造変更につきましては、引き続き検討を進めて参ります。

添付資料
別紙１：日直・宿直時の施錠などに関わる徹底事項
別紙２：向精神薬管理マニュアル
別紙３：薬剤部施錠管理手順
別紙４：薬品管理業務マニュアル
別紙５：医薬品業務手順書
別紙６：調剤台への薬品補充（向精神薬）
別紙７：監視カメラ設置場所（図面）

改善報告書

施設名　山梨県立中央病院

重要指摘事項	向精神薬の保管について、保管設備に鍵をかけていない時間帯に実地に盗難の防止に必要な注意をしていない場合があったことから、直ちに対策を講ずること。
改善の状況	①　向精神薬の保管場所の施錠管理について、向精神薬第１種、第２種、第３種の保管場所全てを、施錠できる保管場所とし、常時監視が困難となる通常業務終了後には、調剤室業務責任者、薬品管理業務責任者が施錠をする管理方法とした。 (平成２９年７月７日完了) ②　日直・宿直時の施錠管理について、業務手順「日直・宿直時の施錠などに関わる徹底事項」(別紙１) を作成し向精神薬は調剤時のみ開錠し調剤後は速やかに施錠するなどの管理方法を職員に徹底した。 (平成２９年７月１０日完了)
改善完了年月日	平成２９年　７月１０日

改 善 報 告 書

施設名　山梨県立中央病院

指　摘　事　項	（１）向精神薬の所在不明等について、長期に渡って把握することができなかったことから、適切に把握できるよう、定期的な確認体制等を整えること。
改 善 の 状 況	①　向精神薬の数量等の管理について、「向精神薬管理マニュアル」（別紙 2）を改訂し、すべての向精神薬について、薬品管理業務担当者が、月毎に購入量、処方数量、在庫数量を照合し、薬剤部長に報告を行うこととした。 （平成２９年８月９日完了） ②　薬剤発注時の発注量の確認について、薬品管理業務担当者において、向精神薬の月毎の購入数量一覧と、処方数量一覧表を新たに作成し、薬品発注時の購入量の大きな増減を確認することとした。 　また、薬剤の発注に係る責任の所在を明確にするため、薬品管理業務責任者は、日々の発注内容を確認し、薬剤部長に書面で報告し承認を得ることとした。 （平成２９年８月１０日完了） ③　調剤棚への補充方法について、「調剤台への薬品補充」（別紙 6）を作成し、向精神薬の補充については、薬の種類毎に補充する時点の在庫量を定めた。 　ゾルピデムについては、調剤棚の在庫量が２００錠を下回った時点で、５００錠を補充することとした。 （200 錠：月間処方量の約 10 分の 1） （平成２９年７月１１日完了） ④　棚卸により、薬剤の適正な在庫管理を行えるようになるため、棚卸を行う意味と棚卸で確認すべき項目、実地棚卸高と帳簿棚卸高の突合の必要性や、棚卸減耗の数量や原因を把握するための留意点などについて、職員を対象に研修を実施した。 （平成２９年１１月２４日実施１０１名参加）
改善完了年月日	平成２９年１１月２４日

改善報告書

施設名　山梨県立中央病院

指摘事項	（２）薬剤部の出入り口については、施錠の管理が十分にされていない状況であったことから、その管理方法について改善を図ること。
改善の状況	①　薬剤部の施錠管理について、「薬剤部施錠管理手順」（別紙３参照）を作成するとともに、注射薬カート搬入・外来服薬指導室出入口は必要時のみ開錠とし、通常使用する守衛室脇出入口は平日１９時、休日は原則終日施錠とする旨を「向精神薬管理マニュアル」２（４）に追加記載し、内容を職員に徹底した。 (平成２９年８月９日完了) ②　薬剤部出入口の管理について、守衛室脇出入口の暗証番号を変更するとともに、守衛室脇出入口は宿直者が守衛に施錠依頼して電子錠を施錠後は、外部からは鍵での開錠しかできない運用とした。 　また、注射薬カート搬入口及び外来服薬指導室出入口の施錠状況を、薬品管理業務担当者及び調剤室業務担当者が施錠した記載を、日直・宿直者が確認する手順とした。 (平成２９年７月１１日完了)
改善完了年月日	平成２９年　８月　９日

改善報告書

施設名　山梨県立中央病院

指摘事項	（３）薬剤部施設内に薬剤部以外の者が多数出入りしている状況を踏まえ、医薬品の適切な管理について、必要な対策を講ずること。
改善の状況	①　薬剤部への人の出入りを監視するため、守衛室脇出入口及び注射薬カート搬入口、薬剤部内通路に新たに監視カメラを設置し、外来服薬指導室出入口については既存監視カメラの調整により監視可能とした。 （平成２９年７月７日設置） ②　部外者の入室を制限するため次の対策を実施した。 ・休日については、各出入口は原則終日施錠。 ・休日の清掃業者よる清掃は行わない（入室禁止）。 ・平日は、守衛室脇出入口の扉は常時閉じたままの状態。 ・医師、看護師及び納品業者など薬剤部内への入室が必要な際は、インターホン又は薬剤部ＰＨＳへの連絡で対応。 ・平日のごみ回収は、定時（15：00）に薬剤部職員が搬出。　（平成２９年７月２７日完了） ③　医薬情報担当者（ＭＲ）等の面会は、インターホンを服薬指導室出入口に増設し同室で行うこととした。 （平成２９年８月３１日完了） ④　薬剤部への来訪者等への対応を円滑にするため、インターホン通話の子機を、薬剤師事務室１台から、調剤室に２台、薬剤管理室（倉庫）と製剤室に各１台増設した。 （平成２９年８月１０日設置） ⑤　守衛室脇出入口が開いたことを薬剤部内で常時認知できるよう、アラーム装置を設置した。 （平成２９年８月３１日完了） ⑥　職員の防犯意識を高めるため、過去に病院で起った犯罪やその対策など、セコム（株）から講師を招いて、病院防犯対策研修会を実施した。 （平成２９年１１月２９日実施８２名参加）
改善完了年月日	平成２９年１１月２９日

改 善 報 告 書

施設名　山梨県立中央病院

指　摘　事　項	（４）重要指摘事項及び上記（１）～（３）について、改善事項を医薬品の管理に係るマニュアル等に反映させるとともに、全ての薬剤部職員に周知徹底し、改善事項の着実な実施を図ること。
改 善 の 状 況	①　重要指摘事項並びに指摘事項についての改善策を、次のとおり明文化した。 ・「向精神薬管理マニュアル」改訂（別紙２参照） 「２（4）盗難・紛失等の防犯対策について」 （＊薬剤部　施錠管理手順）を追補。 (平成２９年８月９日完了) ・「薬品管理業務マニュアル」改訂（別紙４参照） 「2　薬剤の購入・供給について」 （＊薬品管理業務責任者の業務）を追補。 「6　盗難・紛失等の防犯対策について」 （＊向精神薬の管理、出入口の管理）を追補 （＊薬剤部　施錠管理手順）を追補。 (平成２９年８月９日完了) ・「医薬品業務手順書」改訂（別紙５参照） 「第２章　１　医薬品の正確な発注」に、向精神薬の取り扱い及び発注業務の責任所在について追補。 「第３章　１　保管管理」に、向精神薬の管理方法及び薬剤部施錠管理手順を追補 (平成２９年８月２日完了) ②　①について、業務連絡会において、全ての職員に、周知徹底した。 (平成２９年８月１５日完了)
改善完了年月日	平成２９年　８月１５日